SHANGHAI SEIWA BUSINESS CONSULTING CO.,LTD.
Hensen Business Center 303, No. 1600.
West Yan'an Road, 200052, Shanghai, China.
Phone: 021-61247534 Fax: 021-61248322

SSBC-Shanghai Express News

Vol. 2023-9

小規模企業に対する優遇措置の期限の延長について

本レポートにおいてもたびたび取り上げていますが、これまでの新型コロナウィルスの感染拡大に対する各種規制やその他の要因により経済活動が低迷しており、特に小規模零細企業に対して非常に大きな影響を及ぼしているものと考えられています。そのため、政府としても小規模零細企業の負担軽減を目的とした各種の優遇税制による措置がとられてきましたが、この度、これらの措置の一部の期限を延期することが発表されました。これらの優遇税制については、2023年に入って制度の内容に調整が行われているものもあります。そのため、今回は、2023年以降適用される小規模企業に対する優遇税制に関して、主な制度の概要と期限について改めて整理します。

1. 小規模納税人に対する増値税の減免措置

増値税の課税を受ける事業主(課税主体)は、一般納税人と小規模納税人に区分されますが、 ここで説明する減免措置が適用されるのは小規模納税人のみとなります。

この免税措置では、2027 年 12 月末までの期間において、増値税の小規模納税人に関しては、低減税率である 1%が適用されることとなります。また、毎月の課税売上高が 10 万元以下の小規模納税人については、増値税の課税を免除することとされています。小規模納税人の増値税の申告は四半期ごとに行われることとされていますので、四半期ごとの課税売上高が 30 万元以下である場合には増値税の課税が免除されることになります。

◇小規模納税人に対する増値税の優遇措置

増値税の課税主体	基本税率	優遇税率	適用条件	期限	
一般納税人	6%,9%,13%				
小規模納税人	3%	1%	すべての小規模納税人に適用	2027年	
		免税	1ヶ月の課税売上が 10 万元以下(四半 期ごとの平均)の小規模納税人に適用	12月31日 まで延長	

2. 一般納税人に対する増値税の仕入税額加重控除措置

中国では、増値税の課税上、増値税額は、取引対価に税率を乗じて計算され、売上先から課税 主体に対して支払われます。(これを「売上増値税」と言います。)課税主体は、申告により売上 先から支払われた売上増値税額を納税する必要がありますが、課税主体が一般納税人の場合には、 自社が仕入先に対して支払った増値税額(これを「仕入増値税」と言います。)を控除することが 認められています。(これを仕入税額控除と言います。)

仕入税額の加重控除措置では、毎月の仕入税額控除において、実際に発生した仕入増値税額に 5%もしくは 15%の比率を乗じて計算された金額(加重控除額)を加算することにより、増値税 納額を減額することになります。これは、事実上、加重控除額に相当する金額の収益を得たのと 同様の効果を得ることになります。

Seiwa Global URL: http://www.seiwa-group.jp

成和-上海快報 は、一般情報の提供を目的としておりますので、特定の問題は専門家のアドバイスが必要となります。弊社の連絡先は以下の通りです。

- 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市長寧区延安西路 1600 号禾森商務中心 303 室 tel +86-21-5237-6737 fax +86-21-5238-2779
- 岐阜事務所 税理士法人 成和 / 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58-295-7078
- ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No. 27, Thu Khoa Huan, F. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel:+84-8-864-0244 © 2015 SSBC. All rights reserved.

SHANGHAI SEIWA BUSINESS CONSULTING CO.,L.T.D. Hensen Business Center 303, No. 1600. West Yan'an Road, 200052, Shanghai, China. Phone: 021-61247534 Fax: 021-61248322

SSBC-Shanghai Express News

Vol. 2023-9

◇一般納税人に対する増値税の仕入税額加重控除措置

適用主体	加重控除の比率		期限
生産性サービス業の納税人	5%	生産性サービス業の納税人とは、郵便、電信、現代サービス、生活サービスによる収入が全収入の 50%以上を占める納税人を指します。	
生活性サービス業の納税人	15%	生活性サービス業の納税人とは、生活サービスによる収入が全収入の50%以上を占める納税人を指します。 生活性サービスには、文化体育、教育医療、旅行娯楽、飲食宿泊、住民日常サービス、その他の生活サービスが含まれます。	2023年12月31日

3. 小規模薄利企業に対する企業所得税の減税措置

企業所得税は、企業が一納税年度(暦年)において稼得した利益に対して課税されますが、企業所得税法及び同法実施条例(以下、「企業所得税法等」とします。)により、基本税率は25%とされています。一方、企業所得税法等は、要件を満たす小規模薄利企業に対しては軽減税率(20%)を適用することとしています。

◇企業所得税法等の規定する小規模薄利企業の要件

企業の業態	資産総額	<u>従業員数</u>	課税所得(年度)
製造業	3,000 万元以下	100 人以下	30 万元以下
製造業以外	1,000 万元以下	80 人以下	30 万元以下

一方、2027年12月31日までの期間においては、企業所得税法等の規定にかかわらず、資産総額5,000万元以下、従業員数300人以下、課税所得(年度)300万元以下のすべての条件を満たす企業に対しては、課税所得を1/4で圧縮したうえで軽減税率(20%)を適用するという減税措置が実施されます。なお、課税所得が300万元を超過する場合については、全課税所得について基本税率25%で課税されることとなります。

◇小規模薄利企業に対する企業所得税の減税措置

<u>課税所得</u> (※)	課税所得の圧縮率	税率	実効税率	期限
100 万元以下 100 万元超~300 万元以下	1/4	20%	5%	2027年12月31日 まで延長

※2022 年までは課税所得を上記のような二段階に分け、異なる圧縮率を適用していましたが、2023 年以降は 300 万元以下の課税所得について一律で 1/4 の圧縮率が適用されることとされています。

(執筆者連絡先)

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所:上海市長寧区延安西路 1600 号 禾森商務中心 303 室

電話番号:+86-21-5237-6737

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: http://www.seiwa-group.jp/

Seiwa Global URL: http://www.seiwa-group.jp

成和-上海快報 は、一般情報の提供を目的としておりますので、特定の問題は専門家のアドバイスが必要となります。弊社の連絡先は以下の通りです。

- 上海事務所 上海成和ビジネスコンサルティング 上海市長寧区延安西路 1600 号禾森商務中心 303 室 tel +86-21-5237-6737 fax +86-21-5238-2779
- 岐阜事務所 税理士法人 成和 / 株式会社成和ビジネスコンサルティング 岐阜県岐阜市菅生 2-3-19 tel +81-58-295-7077 fax +81-58-295-7078
- ホーチミン事務所 ベトナム成和ビジネスマネジメント No. 27, Thu Khoa Huan, F. 8, Q. Tan Binh, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel:+84-8-864-0244 © 2015 SSBC. All rights reserved.